

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解(示談)の相手方

三井不動産リアルティ株式会社

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和元年(2019年)10月18日

(2) 事故発生場所

東京都中野区弥生町三丁目17番 三井のリパーク中野弥生町3丁目第6駐車場敷地内

(3) 事故発生状況

区の職員が、公園管理業務のため、事故発生場所の相手方が管理する駐車場に庁有車を駐車しようとしたところ、ブレーキとアクセルを踏み誤り、当該庁有車の後部が当該駐車場の敷地内に設置されていた分電盤及びブロック塀に衝突した。この事故により、当該分電盤の背板及び電源ポール並びに当該ブロック塀が破損した。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害438,603円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和2年(2020年)2月4日

5 区の賠償責任

本件事故は、庁有車を運転していた区の職員がブレーキとアクセルを踏み誤ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した分電盤の背板及び電源ポール並びにブロック塀の修理費の合計438,603円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

(1) 所属長から関係職員に対し本件事故について厳重に注意をするとともに、安全運転講習会を受講させることとした。

(2) 所属長から庁有車を運転する職員全員に対し注意喚起をするとともに、安全運転講習会の受講を促した。